

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(用語及び種類) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 フロン類の種類は、国際標準化機構の規格八一七等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類とする。ただし、次項、第八条、第九条、第四十一条(第四十四条において準用する場合を含む。)、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第七十二条、第七十五条、様式第一、様式第三、様式第四及び様式第八においては、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(第一種フロン類再生業者の許可の申請) 第五十五条 (略)</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)が法第五十一条第二号イからへまでに掲げる事項に該当しないことを説明する書類</p> <p>2 (略)</p> <p>(フロン類破壊業者の許可の申請) 第七十条 (略)</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)が法第六十四条第二号イからへまでに掲げる事項に該</p>	<p>(用語及び種類) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 フロン類の種類は、国際標準化機構の規格八一七に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類とする。ただし、次項、第八条、第九条、第四十一条(第四十四条において準用する場合を含む。)、第四十九条、第五十一条、第五十二条、様式第一、様式第三及び様式第四においては、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(第一種フロン類再生業者の許可の申請) 第五十五条 (略)</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)が法第五十一条第二号各号に該当しないことを説明する書類</p> <p>2 (略)</p> <p>(フロン類破壊業者の許可の申請) 第七十条 (略)</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)が法第六十四条第二号各号に該当しないことを説明す</p>

2

(略) 当しないことを説明する書類

2

(略) る書類